

東京都公報

発行
東京都

目次

○公共測量の終了（十一件）……………
……………（都市整備局都市基盤部調整課）…

告示

●東京都告示第七七十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江戸川区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量（地籍調査及び基準点測量）
- 三 測量の区域 江戸川区東篠崎一丁目、下篠崎一丁目、下篠崎二丁目、下篠崎三丁目及び南篠崎五丁目各地方内
- 四 測量の期間 令和三年六月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第七七十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江戸川区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量（道路台帳作成及び基準点測量）
- 三 測量の区域 江戸川区鹿骨一丁目、鹿骨二丁目、上篠崎四丁目、新堀二丁目、谷河内一丁目、瑞江一丁目、春江町一丁目、春江町二丁目、春江町三丁目、西瑞江三丁目、江戸川一丁目、江戸川二丁目、江戸川三丁目、東瑞江一丁目及び東瑞江二丁目各地方内
- 四 測量の期間 令和三年六月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第七七十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、青梅市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 青梅市
- 二 測量の種類 公共測量（地図編集）
- 三 測量の区域 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町及び日の出町各地方内

四 測量の期間 令和三年十二月十六日から令和四年三月十八日まで

●東京都告示第七七十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、福生市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 福生市
- 二 測量の種類 公共測量（地図編集）
- 三 測量の区域 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町及び日の出町各地方内
- 四 測量の期間 令和三年十二月十六日から令和四年三月十七日まで

●東京都告示第七八十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、羽村市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 羽村市
- 二 測量の種類 公共測量（地図編集）
- 三 測量の区域 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町及び日の出町各地方内
- 四 測量の期間 令和三年十二月十六日から令和四年三月

十八日まで

●東京都告示第七百八十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、あきる野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 あきる野市
- 二 測量の種類 公共測量(地図編集)
- 三 測量の区域 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町及び日の出町各地内
- 四 測量の期間 令和三年十二月十六日から令和四年三月十八日まで

●東京都告示第七百八十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、日の出町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 日の出町
- 二 測量の種類 公共測量(地図編集)
- 三 測量の区域 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町及び日の出町各地内
- 四 測量の期間 令和三年十二月十六日から令和四年三月十八日まで

●東京都告示第七百八十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瑞穂町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 瑞穂町
- 二 測量の種類 公共測量(地図編集)
- 三 測量の区域 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町及び日の出町各地内
- 四 測量の期間 令和三年十二月十六日から令和四年三月十八日まで

●東京都告示第七百八十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、稲城市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 稲城市
- 二 測量の種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 測量の区域 稲城市地内
- 四 測量の期間 令和三年十二月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第七百八十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量(道路管理)
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年三月十八日まで

●東京都告示第七百八十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
- 三 測量の区域 町田市本町田及び金井町各地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月三十日から令和四年三月三十一日まで

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円

三〇円 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

